

第 9 3 号議案

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例制定の件

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「の規定による訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 6 7 号）及び」を「及び」に改め、「第 1 9 号）」の右に「及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 7 号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第93号議案 要旨

加東市訪問看護事業の運営及び訪問看護ステーション条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

厚生労働省が示す運営基準により契約を締結して提供している介護予防サービスについて、訪問看護等のサービスに係る費用の額の算定方法が当該条例に規定されていることと整合をとるため所要の改正を行うものである。

2 改正内容

訪問看護事業に係る介護予防サービスについて、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により算定する規定を加えること及び所要の文言整理を行うこと。（第5条関係）

3 施行期日 公布の日

